

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 4 月 16 日～2029 年 4 月 15 日までの 3 年間
2. 内容

目標 1：内勤者の時間外・休日労働時間の計画期間内で各月 30 時間未満とする。

<対策>

- ・2026 年 4 月～ 時間外・休日労働時間の状況を定期的に把握し、管理職へ共有
- ・2028 年 4 月～ 一定時間を超える時間外労働が発生した場合の原因分析および是正対応の実施

目標 2：有期雇用労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

- ・2026 年 4 月～ 従業員に年間 6 日以上の有給休暇取得を推進
- ・2028 年 4 月～ 前 2 年度の有給休暇取得状況調査、消化計画の検討

目標 3：男性社員の育児休業等または育児目的休暇（養育両立支援休暇を含む）の取得対象者の割合を、計画期間内に 10%以上とする。

<対策>

- ・2026 年 4 月～ 配偶者の出産が見込まれる社員に対し、個別に制度案内を実施
- ・2028 年 4 月～ 管理職に対し、対象者発生時の対応に関する情報提供の実施